

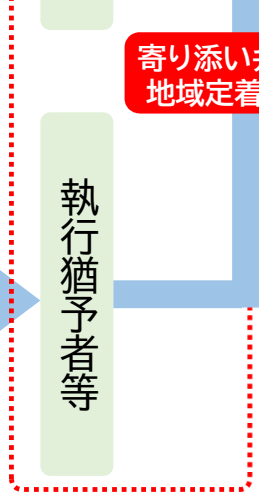
再犯防止推進に係る取り組み（案）

- 国は、保護観察対象者等の中には複合的な課題を抱える世帯が少なくなく、こうした方の再犯防止及び改善更生のためには、福祉的支援を行う関係機関等との分野横断的な連携が重要としています。
- こうした複合的な課題を抱える世帯に対して、様々な支援機関の役割等を整理し、連携した支援を行うための事業として、社会福祉法に新たに重層的支援体制整備事業が位置づけられました。
- この資料では、アンケート結果や関係者からの意見をもとに整理した4つの課題の解決に向けて、現在検討を進めている重層的支援体制整備事業の多機関連携の取組を基本に、保護観察所等と市の様々な福祉施策が積極的な連携を図るためのスキームの概要をお示ししています。

福祉的な課題を抱え、犯罪や非行をした人

矯正施設

裁判所



課題1 本人が支援に同意しない場合は、他の支援機関と情報共有ができない。

課題2 保護観察所や保護司は、保護観察期間しか支援ができない

保護観察所・保護司

寄り添い弁護士・地域定着支援C



(寄り添い弁護士制度)
兵庫県弁護士会では、平成28年8月から、受刑者らの円滑な社会復帰のために、元弁護人である弁護士が、服役中の受刑者への面接、居住地や就労確保のために福祉等支援機関と仲介する等の活動をする「寄り添い弁護士制度」を設けています。2/7

地域包括支援C

保健福祉センター

障害者相談支援C

いくしあ

- 生活支援
- 居住支援

- 経済的支援
- 就労支援
- 居住支援

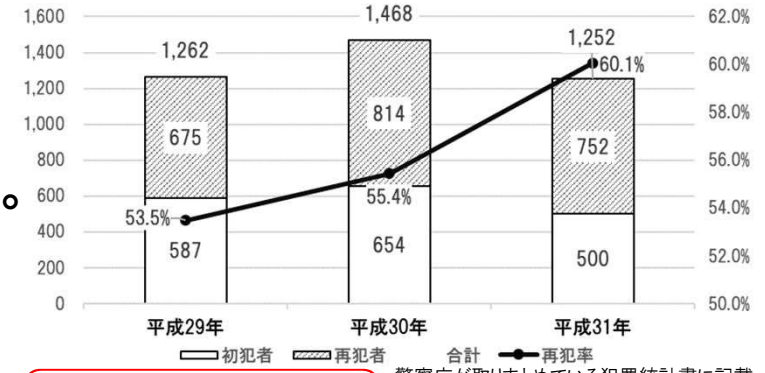
- 社会参加支援
- 生活支援

- 社会参加支援
- 生活支援

課題3 複合課題がある場合、相談窓口がわかりにくく、連絡調整も負担

課題4 長期的な関わりが必要な場合に、対象者の状況に応じた支援調整が必要

尼崎市の刑法犯における初犯、再犯者数及び再犯率の推移



警察庁が取りまとめている犯罪統計書に記載される検挙人数に関して、警察署別の統計データとして、法務省矯正局に提供されたもの。(少年データは含まれない。)

再犯防止推進に向けた取り組みイメージ(案)

福祉的な課題を抱え、犯罪や非行をした人

2021.4.1時点 神戸保護観察所尼崎駐在官事務所より

保護観察対象者 A(B+C)	除外者 B	就労可能者 C(D+E+F)	有職者	無職者1	無職者2
			D	E	F
163人	45人	118人	104人	13人	1人
100%	27.6%	72.4%	63.8%	8.0%	0.6%

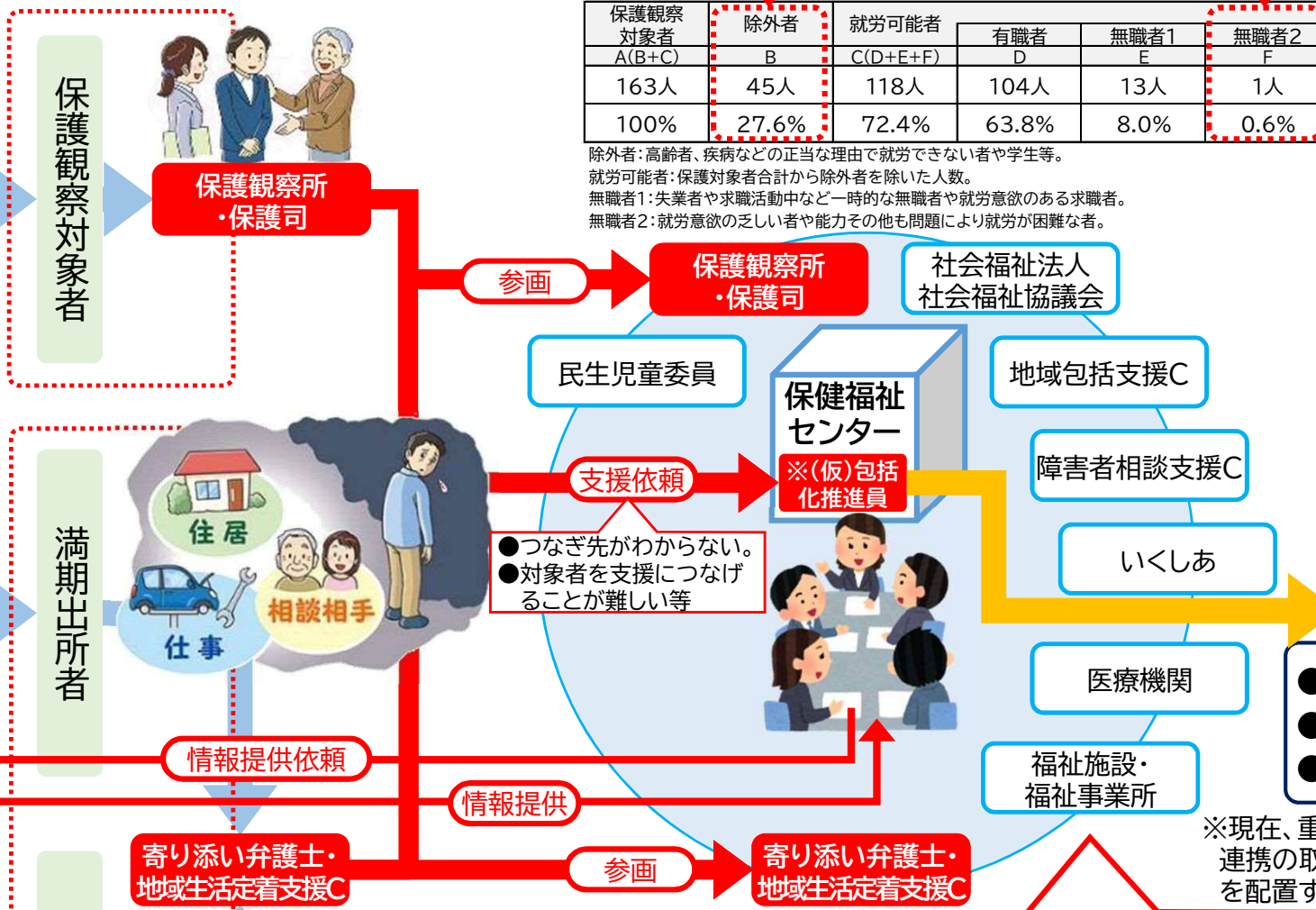
除外者: 高齢者、疾病などの正当な理由で就労できない者や学生等。
 就労可能者: 保護対象者合計から除外者を除いた人数。
 無職者1: 失業者や求職活動中など一時的な無職者や就労意欲のある求職者。
 無職者2: 就労意欲の乏しい者や能力その他も問題により就労が困難な者。

様々な理由で就労できない方や支援の必要な方を、関係機関が連携し必要な支援を提供することで、再犯防止につなげます。



- 経済的支援
- 居住支援
- 権利擁護支援
- 就労支援
- 生活支援
- 社会参加支援

※現在、重層的支援体制整備事業における多機関連携の取組の一つとして、(仮称)包括化推進員を配置することを検討しています。



重層的支援体制整備事業で位置付けられる会議体の活用を想定

- 支援会議(社会福祉法第106条の6)※ 本人同意なしでも利用可能

○ 守秘義務の規定が各法で定められているため、本人の同意がない場合には、他部局・機関との情報共有が困難

○ 世帯内に分野横断的な複数の課題が存在する場合に、支援への支障が生じやすい

○ 守秘義務の規定により、本人同意がない場合にも、他部局・他機関との情報共有が可能

3/7

矯正施設

満期出所者



情報提供依頼

情報提供

寄り添い弁護士・地域生活定着支援C

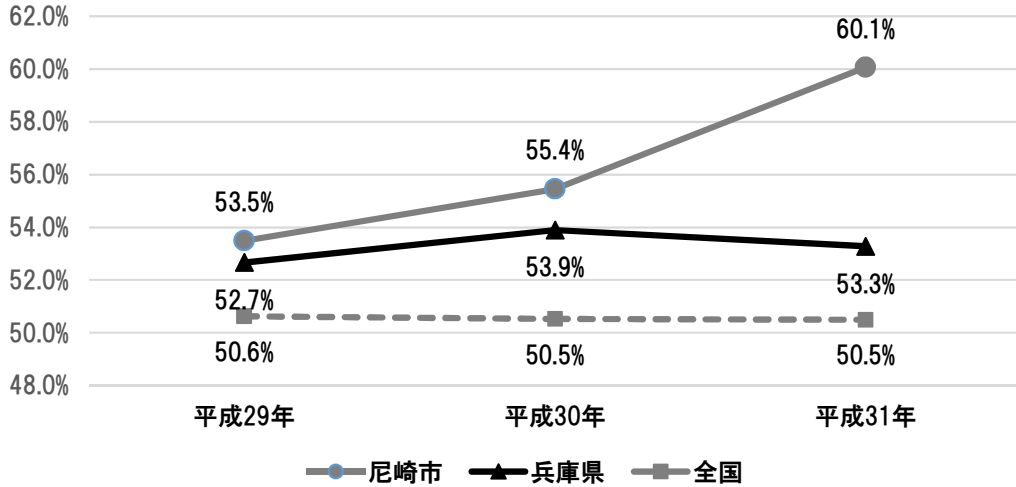
参画 寄り添い弁護士・地域生活定着支援C

裁判所

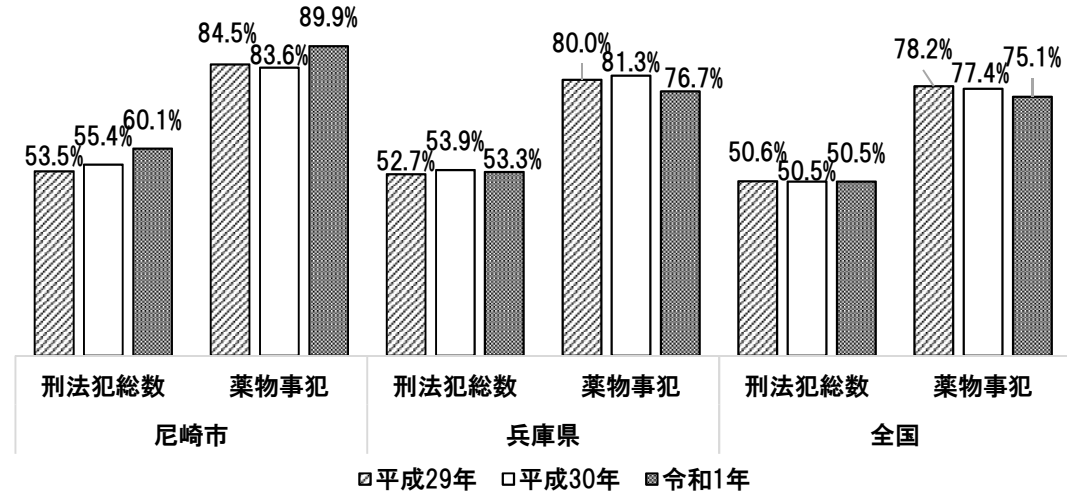
執行猶予者等

警察庁が取りまとめている犯罪統計書に記載される検挙人数に関して、警察署別の統計データとして、法務省矯正局に提供されたもの。(少年データは含まれない)

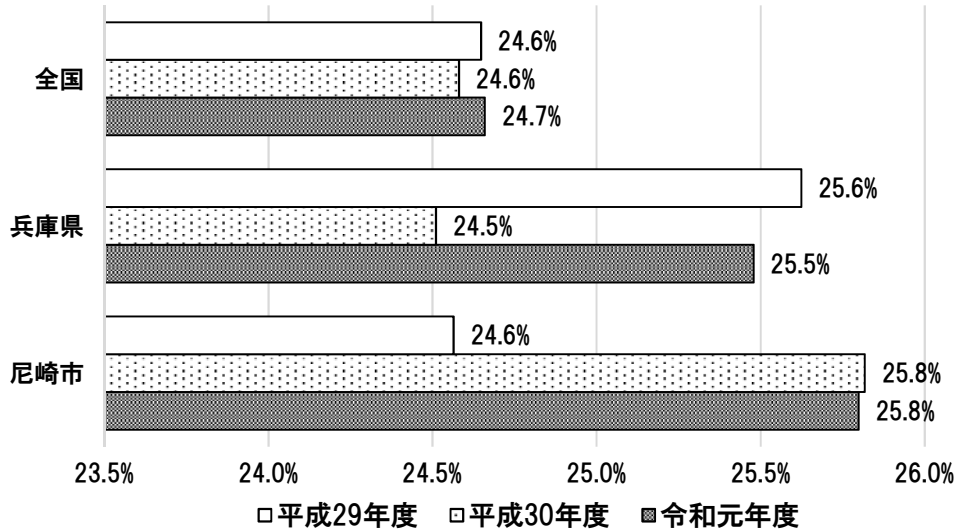
再犯率の推移(尼崎市、兵庫県、全国)



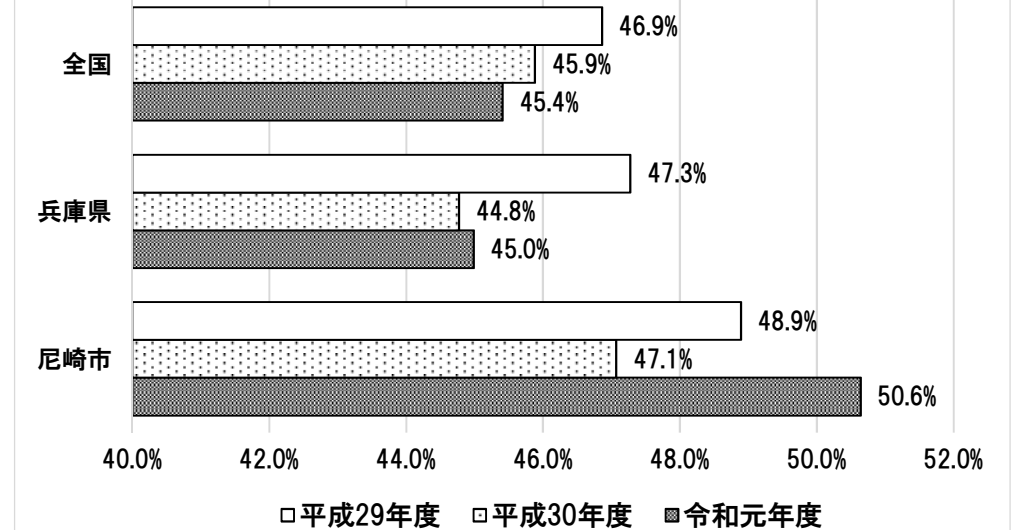
再犯率の尼崎市、兵庫県、全国の推移比較



刑法犯のうち65歳以上の占める割合



刑法犯のうち犯行時無職者の割合



注1 「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯(道路交通法違反を除く。)の別を問わず、前科又は前歴を有するものをいう。

2 犯行時年齢が20歳以上のものを計上している。

(参考)委員等の意見について

○計画策定部会委員意見 ●アンケート意見 ◆その他支援関係者からの意見

- 保護司は福祉の支援機関のことをあまり知らないため、連携が十分でないと感じている。特に、南北保健福祉センターとのつながりが薄い。
- 犯罪をした人の支援にあたっては、身近な地域の人には声かけ等の役割を、専門職は寄り添いの役割を、それぞれ分担して取り組む必要があると考えている。
- 保護司は保護観察期間が終了すると対象者とは関わりをもつことができなくなるため、地域でゆるやかに見守りを継続するためにも、支援者間のネットワーク構築が必要。
- 再犯防止での「入口支援」「出口支援」といった視点はまだ乏しく、触法障害者の実態把握や検討の場が必要。
- アンケートで非行や犯罪をした人に「就労支援が必要」と考える人が多くいたが、協力雇用主に雇用されても、本人の特性が従業員に伝わっていない、理解が得られない等の理由で職場に馴染めず、結果的に仕事が続かないといったケースも聞いている。
- (保護)対象者のニーズと組織や機関のつながりが図式化されうまく進む経験ができれば、助かるケースも多い。
- (保護)課題のある対象者を関係機関につなぎ、ケース検討会を持ち、保護観察解除後も引き続き支援が必要。
- (保護)生活環境調整段階で支援困難が予想される場合、行政や関係機関との連携の仕組みづくりができればと考える。連携先に情報を開示し、ケース内容を共有することが不可欠。
- (保護)対象者が直接相談できる民間の「人材派遣」のような窓口があれば、気軽に就活アプローチをするのではと思う。
- ◆ 裁判所や検察庁から、執行猶予には対象者の今後の生活の見通しが条件と指示されることもあり、その場合、生活保護制度の活用等を含め、行政の福祉サービスとの連携が必要となるものの、そのための調整が難しい場合がある。
- ◆ 「出口支援」に取り組む弁護士にとっては、対象者が複雑・複合化した課題を抱え、支援にゴールが見いだせなかったり、直ちに解決が難しい事案も多い。「出口支援」は「出口の見えない支援」とも言われており、福祉サービスとの連携が必要不可欠。
- ◆ 非行や犯罪をした人の支援には地域の理解も欠かせない。地域への繋ぎ、一緒に取り組む意識が重要。
- ◆ 兵庫県弁護士会の「寄り添い弁護士制度」は、弁護士会の中でも様々な立場で活動している弁護士がいることや周知不足等もあり、十分に制度活用がされていない状況にある。
- ◆ 「寄り添い弁護士制度」が活用されてはいないが、犯罪をした人で福祉サービスによる支援が必要な対象者は存在する。尼崎市にも、そういった対象者の支援を行ってくれる弁護士はいる。
- ◆ 兵庫県弁護士会には、「入口支援」として触法障害者の支援を行う弁護士のプロジェクトチームがある。
- ◆ 性犯罪やアルコール・薬物依存、窃盗等は、それぞれ背景に複雑な課題を抱えていることが多い。そういった人への支援には、目の前の課題だけでなく、犯罪に至る主原因を見分けた上で更生の道を探っていくことが必要。

(参考) 再犯防止に関連する本市の取組等一覧

国の再犯防止推進計画 ガイドライン	取組内容	本市で実施している(又は検討中)主な事業や取組	所管課等
1 就労・住居の確保等のための取組	(1) 就労の確保	① 生活困窮者自立相談支援事業(無料職業紹介機能による中間的就労のあっ旋) ② 障害者就労支援事業 ③ 協力雇用主による公共調達受注の機会を増やすための優遇措置 ④ 就労にあたってなんらかの支援を必要とする人への就労支援(就労準備支援事業、ハローワークとの一体的支援事業)	① 南北福祉相談支援課 ② 障害福祉政策担当 ③ 契約課 ④ 南北福祉相談支援課
	(2) 住居の確保	① セーフティネット住宅登録制度の活用 ② 生活保護制度(住宅扶助)の適用 ③ 住居確保給付金の支給 ④ 総合支援資金の貸し付け	① 住宅政策課 ② 保健福祉管理課 ③ 南北福祉相談支援課 ④ 社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組	(3) 高齢者又は障害のある者等への支援	① 地域包括支援センター ② 障害者(児)相談支援事業所 ③ 成年後見制度の利用促進 ④ 日常生活自立支援事業	① 包括支援担当 ② 障害福祉政策担当 ③ 北部福祉相談支援課 ④ 社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会
3 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組	(4) 薬物等の依存症を有する者への支援	⑤ 精神保健相談 ① 依存症専門相談 ② 自立支援医療費(精神通院)の公費負担	①② 疾病対策課
	(5) 学校における修学支援と地域と連携した非行防止	① ユース相談支援事業費 ② 要保護・要支援児童等見守り強化事業 ③ 尼崎市要保護児童対策地域協議会 ④ こども総合相談 ⑤ 少年補導活動事業 ⑥ 青少年健全育成啓発事業 ⑦ 学習支援事業	①～④ こども相談支援課 ⑤～⑥ 社会教育課 ⑦ 北部保健福祉管理課
4 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組	(6) 関係機関・団体との連携促進及び民間協力者の活動の促進	① 尼崎市保護司会等の更生保護団体に対する補助 ② 「社会を明るくする運動」の推進 ③ 民間協力者の活動の広報・啓発 ④ 保健福祉センター及び子どもの育ち支援センター職員向けへの更生保護に関する研修の実施	①～④ 福祉課
5 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組	(6) 関係機関・団体との連携促進及び民間協力者の活動の促進	① 重層的支援体制整備事業(現在検討中)	
6 国・民間団体等との連携強化等のための取組			

(参考) 尼崎市の更生保護関係団体について

保護司及び保護司会

- ・保護司は、保護司法に基づき、法務大臣からの委嘱を受けた非常勤の国家公務員で、市町村単位で保護司会を組織し、保護観察や社会復帰のための生活環境の調整、犯罪予防活動を行っています。
- ・全国に886の保護司会があり、保護司は約47,000人、尼崎には167人の保護司がいます。(令和2年10月1日時点)

更生保護女性会

- ・女性としての立場から、地域社会の犯罪・飛行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、罪を犯した人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。尼崎市では保護司の夫人で構成されています。

協力雇用主

- ・犯罪や非行をした人の立ち直りには、就労し生活の安定を図ることが大変重要ですが、こうした人々は、その前歴ゆえに職に就くことが必ずしも容易ではありません。協力雇用主は、こうした人々を差別することなく積極的に雇用し、その立ち直りに協力する民間の事業者で、全国に約23,000社の協力雇用主がいます。
- ・尼崎市には「琴友会」という雇用主会があり、約52社が加盟しています。(令和2年度)

BBS会(Big Brothers and Sisters Movement)

- ・非行など様々な問題を抱える少年に、兄や姉のような身近な存在として接し、相談相手となって、少年の自立を支援する「ともだち活動」などの活動を行う青年ボランティア団体で、全国に約500のBBS会、約4,500人の会員がいます。
- ・尼崎市では関西国際大学の学生が頑張っています。

更生保護協会

- ・保護司会、更生保護女性会、BBS会など更生保護に関係する団体の諸活動を支援する組織です。
- ・尼崎では会員を募って更生保護団体などに助成するとともに、「社会を明るくする運動」を共催しており、会員数は、賛助館員2社、法人会員41社、個人会員226名です。(令和2年年度)